

## “自然を識り、豊かな未来につなぐ” 環境基金助成規程

### (目的)

第1条 本規程は、自然環境の保全、改善、再生および活用に資する活動を行う団体に対して助成金を交付するために必要な事項を定め、豊かな社会と暮らしの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「助成」とは、当基金が対象団体に対して資金を提供することをいう。

### (助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学・研究機関
- (2) NPO 法人、NGO などの認可団体
- (3) 公益法人、一般財団法人、一般社団法人
- (4) その他理事会が適当と認めた団体

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、当基金の定款および第1条（目的）に記した内容に該当するものとする。

- 2 各年度により重点的な対象事業がある場合には、理事会にて協議し、決定する。
- 3 決定された重点対象事業は、助成公募要項に記載する。

### (助成内容)

第5条 助成金額は助成内容規模等によって3段階に区分する。

表1 助成規模と採択予定件数

区分		助成上限額	採択件数（総額）
A 区分	研究・新技術開発等	100 万円	各年度により異なるので、 助成募集要項を参照
B1 区分	環境教育・地域活動等	50 万円	
B2 区分		25 万円	

- ① 本助成は、選定委員会において決定された金額を支給するものであり、各団体に対して当該支給に応じた独自の支出を求めるものではない。
- ② 助成期間は原則1年以内とする。
- ③ 本助成については、毎年、選定委員会の選考を経て行うものである。そのため、選定の結果、同一団体に複数年の支給を行う可能性もある。

### (募集および申請)

第6条 助成は公募により行う。

- (1) 募集は年1回または必要に応じて実施する。
- (2) 申請団体は所定の申請書類（事業計画書、予算書、団体概要等）を提出しなければならない。

(審査)

第 7 条 助成対象の選定は選定審査委員会により行う。

2 審査は以下の基準に基づき実施する。

- (1) 公益性・社会的意義
- (2) 実現可能性
- (3) 持続性・発展性
- (4) 独創性・先進性
- (5) 費用対効果
- (6) 組織基盤・信頼性

(選定審査委員会)

第 8 条 選定審査委員会は外部有識者を含めて構成する。

2 選定審査委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時までとする。なお、当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月末日までの年 1 期とする。

3 委員は利益相反のある案件の審査に関与してはならない。

(助成の決定)

第 9 条 理事会は、審査委員会から提出された選定上申書の内容を踏まえて協議し、助成の可否及び助成額を決議により決定する。

2 結果は申請団体に通知する。

(契約)

第 10 条 助成対象団体は、助成決定後に当基金と助成契約を締結しなければならない。

(助成金の使途)

第 11 条 助成金は、申請時に提出された事業計画に基づき適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第 12 条 助成金の以下の用途への使用を禁止する。

- (1) 目的外使用
- (2) 不正な資金流用
- (3) 反社会的活動への関与

(報告義務)

第 13 条 助成対象団体は中間報告概要および最終報告書、助成金決算報告書を提出しなければならない。

2 必要に応じて現地調査を実施することがある。

(助成金の返還)

第 14 条 次の各号に該当する場合、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正使用が判明した場合
- (2) 事業が実施されなかった場合
- (3) 報告義務を怠った場合

(情報公開)

第 15 条 助成対象団体および成果については、当基金のウェブサイト等で公表する。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 取得した個人情報は適切に管理し、本目的以外には使用しない。

(規程の改定)

第 17 条 本規程の改定は理事会の決議により行う。

附則

本規程は制定日より施行する。

制定：2026年6月4日

## 選定審査基準規定

### (基本方針)

第1条 本基金は、環境保全への貢献度が高く、実現可能性および持続性を備えた活動を公平・公正に選定する。

### (評価項目および配点)

第2条 審査は以下の基準に基づき総合評価（100点満点）で行う。

評価項目	内容	配点
1. 公益性・社会的意義	<ul style="list-style-type: none"><li>環境課題の重要性・緊急性</li><li>地域・社会への波及効果</li></ul>	30点
2. 実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>活動計画の具体性・現実性</li><li>スケジュールの妥当性</li></ul>	20点
3. 持続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>活動の継続可能性</li><li>中長期的な展開の見込み</li></ul>	15点
4. 独創性・先進性	<ul style="list-style-type: none"><li>新規性・革新性</li><li>他事例との差別化</li></ul>	15点
5. 費用対効果	<ul style="list-style-type: none"><li>予算の妥当性</li><li>投入資源に対する成果の見込み</li></ul>	10点
6. 組織基盤・信頼性	<ul style="list-style-type: none"><li>過去の実績</li><li>組織や財務の健全性</li></ul>	10点

### (加点・減点要素)

第3条 加点要素（最大+10点）

- (1) 地域連携・多主体協働
- (2) SDGs への貢献が明確
- (3) 他地域への展開可能性

2 減点要素

- (1) 計画の不明確さ
- (2) 過度な資金依存
- (3) リスク管理不足

### (採択基準、決定)

第4条 原則として総合得点70点以上を採択候補とする

2 採択区分（A区分、B1区分、B2区分）ごとに予算上限に応じて上位から採択する

3 選定（案）の最終決定は委員会の合議とし、同点の場合は委員長一任により決定し、その結果は理事会に上申する。

4 特定項目（公益性・実現可能性）が著しく低い場合は不採択とする場合がある

(利益相反の管理)

第5条 委員は、利害関係のある案件の審査に関与してはならない

2 利害関係が認められる場合は、事前に申告し審査から除外する

(守秘義務)

第6条 委員および関係者は、審査に関する情報を外部に漏洩してはならない

(透明性の確保)

第7条 審査基準および結果の概要は公表する

2 個別の詳細評価は原則非公開とする

(異議申立て)

第8条 応募者からの異議申立ては原則として受け付けない。

2 明らかな手続き上の誤りがある場合はこの限りではない。

(規程の見直し)

第9条 本規程は、必要に応じて理事会にて見直し・改定を行う。

制定：2026年6月4日